

## 独立行政法人日本芸術文化振興会について

## ○独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）（抄）

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

## ○独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標（平成20年2月28日）（抄）

（前 文）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国を代表する文化芸術振興の中核的拠点として、①文化芸術の豊かな広がりを実現すること、②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の文化芸術の振興において不可欠である。

このため、振興会は、芸術家・芸術団体等が行う文化芸術活動に対する援助を行うとともに、自らが設置する劇場施設において、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の保存振興及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の振興普及を図るための伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等各種事業を実施することにより、芸術その他の文化の向上に寄与するものとする。

文化芸術振興基本法は、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性が十分尊重されなければならないこと、国民が等しく文化芸術を享受しこれを創造することができる環境の整備が図られること、多様な文化芸術の保護及び発展が図られること等を文化芸術の振興に当たっての基本理念として定めている。

このような文化芸術振興の基本理念に鑑み、振興会が自らの役割を果たすためには、その主体性・自律性を十分尊重することを基本とし、かつ、今日の我が国の文化を取り巻く状況への配慮が不可欠であることから、振興会に設けられる評議員会等の審議及び意見を踏まえて、適切に事業を実施していくことが必要である。（以下略）

○独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画（平成20年3月31日 文部科学大臣認可）  
（抄）

（基本方針）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）を中心に、我が国における文化芸術振興の中核的拠点として、その果たすべき役割、国民の多様な関心を常に踏まえながら、

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する資金の提供等の援助を行うこと
- ② 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うとともに、劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業の利用に供すること
- ③ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと
- ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集・活用を行うこと等多様な活動を展開し、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、伝統文化や現代舞台芸術をはじめとする様々な文化について高い識見を有する者で構成することとし、事業実施に当たっては、そこでの幅広い審議及び意見を参考とするとともに、芸術家、芸術団体等の自主性・創造性を十分に尊重しつつ行うこととする。